

# いじめ防止対策推進法に基づく本校の取組について

標茶町立中茶安別小中学校 令和7年（2025年）4月

本資料は、「いじめ防止対策推進法」（以下、法という。）の趣旨を踏まえ、学校のいじめ防止等の取組を保護者の皆様に理解していただくことを目的に作成しました。

## 1 いじめの定義について（法には次のとおり定められています。）

いじめとは、児童生徒と一定の人間関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）で、その行為の対象になった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの。

いじめ  
とは？

一定の人間関係にある他の児童生徒が行う

心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネット上も含める）

行為を受けた児童生徒が心身の苦痛を感じている

それでは、次のケースはいじめにあたるでしょうか？ 考えてみましょう！！

同じクラスの生徒と遊んでいるうちに、自分の嫌がる顔やポーズをさせられ、スマートフォンで撮影された。ただし、その行為は「一度きり」で、今は行われなくなっている。自分としては、その画像が友達の中の SNS を通じて拡散されるのではないかと考えると、とても苦痛だ。

友達の間で、たとえ一度きりで、今、行為が行われていなくても、行為を受けた生徒が心身の苦痛を感じていれば、学校はいじめとして認知し、解消に向けて対応します。

### いじめの対応について

- 学校は、学校いじめ対策組織で対応します。
- 「けんか」や「ふざけ合い」であっても、目に見えないところで被害が発生している場合もあるため、背景にある事情を把握し、児童生徒の感じる被害性に着目して、いじめに該当するか否か判断します。
- いじめは、被害と加害の関係が入れ替わることもあることを踏まえて対応します。

### いじめの解消について

- いじめが「解消している」状態とは、
  - ① いじめに係る行為が止んでいる状態が相当の期間継続していること。
  - ② 被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと。
- いじめの解消の判断は学校いじめ対策組織により、判断します。

## 2 「いじめ防止対策推進法」に定める学校の取組

本校のいじめ防止に向けた取組を紹介します。

中茶安別小中学校  
いじめ防止基本方針  
(概要)  
全文は学校HPを  
御覧下さい。

- いじめ防止等のための対策の基本的な考え方  
(1) いじめの定義 (2) いじめに対する基本的な考え方  
(3) いじめ問題に対する基本的な姿勢 (4) いじめの解消
- いじめ防止等のために本校が実施する取組  
(1) 未然防止のための取組 (2) 早期発見・早期発見に向けての取組  
(3) いじめ問題に取り組むための組織 (4) いじめ問題発生時の対応  
(5) いじめ問題についての点検・評価
- 年間指導計画

中茶安別小中学校  
いじめ対策組織  
の役割や活動

- 適応指導委員会(校長、教頭、指導部長、養護教諭、関係担任)
  - いじめが起きにくい、いじめを許さない環境作り
  - いじめや問題行動などに係る情報の収集と記録、共有
  - 事実関係の把握、いじめか否かの判断
  - 指導の体制・対応方針の決定と保護者との連携

本校の  
いじめ防止  
プログラムの活動

- 児童が自主的にいじめの問題について考え、議論すること等のいじめの防止に資する活動。
- 児童が心の通じ合うコミュニケーション能力を育み、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できるような授業づくりや集団づくり。
- 傍観者とならず、教職員への相談・報告をはじめとするいじめを止めさせるための行動をとる重要性を理解させるかわり。
- 集団の一員としての自覚や自信を育むことにより、いたずらにストレスにとらわれることなく、互いを認め合える人間関係・学校風土の醸成。
- 教職員の言動が、児童を傷つけたり、他の児童によるいじめを助長したりすることのないようにするための指導の在り方への細心の注意。

不明な点やいじめに関する相談は、遠慮なく相談ください。

いじめに関する相談は、学級担任の他、相談しやすい教職員に遠慮せず相談してください。また、相談窓口として、「いじめ対策組織」を設置しています。気軽に相談願います。

令和7年度の中茶安別小中学校のいじめ対策組織担当は、教頭(鳴野)です。

連絡先 015-488-6133 (学校代表電話)

### 北海道教育委員会の相談窓口

相談窓口	電話番号	相談時間等
北海道子ども相談支援センター(電話)	0120-3882-56	毎日 24 時間
(メール)	<a href="mailto:sodan-center@hokkaido-c.ed.jp">sodan-center@hokkaido-c.ed.jp</a>	
北海道立特別支援教育センター(電話)	011-612-5030	祝日・年末年始を除く平日 9~12時 13~17時
(メール)	<a href="mailto:tokucensodan@hokkaido-c.ed.jp">tokucensodan@hokkaido-c.ed.jp</a>	
釧路教育局教育相談電話	(電話) 0154-43-1475	

道教委ホームページで、道のいじめに関する条例やいじめ防止基本方針、いじめに関する調査結果などを確認できます。

北海道教育庁学校教育局  
生徒指導・学校安全課  
Web ページ

